

## 現状・課題・背景

- ・ニセコ町の中小企業数 210（うち小規模192）（2016経済センサス、中小企業庁HP）
- ・ニセコ町の商工会員数 207（2022.3末）→ 過去最多（内発的な起業や移住、企業進出も）
- ※全国町村の新設法人増加数ランキング6位タイ（2021年4~9月で14社増）（国税庁集計）

町内において中小企業が地域に果たす役割の重要性が一層増してきた（中小・小どちらも）企業の多様化（進出）、働き方が流動化  
新型コロナウイルス感染拡大による大きなダメージ

- ◇中小企業及び小規模企業が、本町経済の活性化や地域内循環、及び雇用確保の担い手として、それぞれ役割を明確化し、ニセコ町が一体となって中小企業振興することが、本町経済の持続的発展、地域内循環及び町民生活の向上につながる
- ◇一過性の政策ではなく、条例でニセコ町としての姿勢を明確にする

## 国や他自治体の動向

- ・H11 中小企業基本法改正 地方公共団体の責務規定
- ・H26 小規模企業振興基本法 地方公共団体の責務規定
- ・H28.4 北海道小規模企業振興条例施行
- ※道内の中小企業・小規模企業振興条例制定状況（R3.8.北海道調べ）  
87自治体 25市、56町、6村（後志管内1市、3町、2村）

## ニセコ町の主な中小企業政策

- ・各種商工会事業への支援（商工会経費、七夕の夕べ等）
- ・綺羅カード普及拡大事業への支援
- ・「にぎわいサポート事業補助金」、「ビジネススクール」
- ・中小企業特別融資（資金の預託）、産業振興基金貸付
- ・創業支援計画策定（それに基づく商工会や大学と連携によりビジネススクールなどにおいて創業前から支援）など

## 条例（案）の概要

### 目的

（第1条）  
この条例は、中小企業等が本町経済の活性化、地域内循環及び雇用確保の担い手として地域に果たす役割の重要性に鑑み、中小企業等の振興の基本となる事項を定め、中小企業等の健全で持続的な発展及び町民生活の向上に寄与することを目的とする。

### 基本理念

- （第3条）
- 1 中小企業等が地域の経済及び雇用を支える担い手として重要な役割を果たしているとの認識の下、持続的に地域経済の循環と発展が図られるよう総合的に推進
  - 2 関係者が相互に助け合いながら取組み、経済的社会的環境の変化に的確に対応
  - 3 中小企業等自らが創意工夫及び努力し、多様性を尊重
  - 4 本町の産業構造及び地域特性を踏まえ、地域経済循環を高め、かつ、豊富な地域資源の有効活用を図ることにより、地域の潜在力を活かす取組
- 2 小規模企業の振興は、経営資源の制約を踏まえ、円滑・着実な事業運営の確保を考慮

### 政策の基本方針等

- （第4条）
- 1 中小企業等と関係機関との連携及び中小企業等相互の連携の促進
  - 2 人材の育成及び確保並びに資金供給の円滑化を図り経営基盤の強化を促進
  - 3 経営の革新及び創業の促進
  - 4 経営の安定、事業承継を図り、中小企業等の経済的社会的環境の変化への適応を促進
  - 5 脱炭素及び新たな技術等を利用した事業活動の促進
  - 6 産業連携及び広域連携により、地域の特色ある資源の利用促進、地場産品の販路拡大
  - 7 労働環境及び勤労者福祉の向上を支援すること。
  - 8 必要な情報提供を行い町民の理解を深め、児童及び生徒の勤労観及び職業観の育成
  - 9 地域内経済循環を担う小規模企業者等の取組を支援し、経済循環の保持と向上
  - 10 町の発注等において、中小企業等の受注機会の増大を図る

### 各主体の役割

<町民の理解と協力>（第5条）  
中小企業等が行う事業及び社会貢献に関心を持つ  
・商品の購入又はサービスの利用などにより、中小企業・小規模企業の健全な発展に協力

<中小企業等の努力>（第8条）  
・経営の革新、経営基盤の強化及び事業承継に自主的に取り組む  
・地域の関係者、関係機関との連携  
・雇用の維持及び創出並びに雇用環境の整備、人材育成  
・地域社会との調和を図り、豊かで暮らしやすい地域社会の実現に貢献

<金融機関の協力>（第11条）  
・円滑な資金調達、経営の革新及び成長を積極的に支援  
・関係機関が実施する振興政策に協力

<町の役割>（第6条）  
・振興政策を総合的に推進  
・中小企業等及び関係機関と連携  
・必要な財政上の措置

<商工会の役割>（第9条）  
・経営の向上及び改善、振興政策実施に協力  
・関係機関と連携及び協働、地域社会への貢献  
・商工会への加入促進

<大学等の協力>（第12条）  
・町及び関係機関が実施する振興政策に協力

<小規模企業への配慮等>（第7条）  
・振興政策を実施するときには、小規模事業者の経営事情に配慮  
・商工会による経営発達支援計画を策定の協力

<経済団体等の協力>（第10条）  
・指導及び支援、町及び関係機関が実施する政策に協力  
・中小企業等の組織化、中小企業者等の相互の連携及び関係機関との連携を促進